

「(仮称)多摩市パートナーシップ制度(案)」に関するパブリックコメント実施要領

1 件名	「(仮称)多摩市パートナーシップ制度(案)」に関するパブリックコメント(市民意見)募集
2 目的	「(仮称)多摩市パートナーシップ制度」と制度実施において必要となる「(仮称)多摩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」の制定にあたり、その案を広く公表し、市民からの意見を募集することで、多摩市自治基本条例第4章で規定する市民が参画する機会を保障し、市民からの意見を考慮して本制度を決定することを目的とします。
3 事業内容	<p>パートナーシップ制度とは、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互の合意のもと協力し、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が多様な性的指向又は性自認をもつ2人の者の関係について、自治体がパートナーとして証明する制度のことであります。性的指向及び性自認を原因として婚姻関係を結ぶことができない方々が、民法上の婚姻関係にある者と同等のサービスを受けられるなど一定の効力が期待できるようになります。</p> <p>多摩市は令和3年度からスタートした「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」において、新たに「(仮称)パートナーシップ制度」の導入を盛り込み、令和4年2月からの制度開始に向け検討を進めています。なお制定にあたっては、庁内会議及び市民と学識者で構成する多摩市男女平等参画推進審議会からの意見を基に素案をまとめました。</p>
4 閲覧資料	<p>(1) (仮称)多摩市パートナーシップ制度(素案)</p> <p>(2) (仮称)多摩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(素案)</p>
5 閲覧場所	<p>(1) 市役所第二庁舎1階行政資料室</p> <p>(2) 市内各図書館(本館、東寺方、豊ヶ丘、関戸、聖ヶ丘、永山、唐木田)</p> <p>(3) 多摩センター駅出張所</p> <p>(4) 聖蹟桜ヶ丘駅出張所</p> <p>(5) 永山公民館</p> <p>(6) TAMA女性センター</p> <p>(7) 多摩市公式ホームページ</p>
6 対象者	多摩市内在住・在勤・在学者
7 意見募集期間	<p>令和3年10月25日(月)～11月8日(月)必着</p> <p>※多摩センター駅出張所は衆議院選挙の期日前投票所となるため、閲覧および意見募集期間は令和3年11月1日(月)～11月8日(月)</p>

<p>8 意見の 提出方法</p>	<p>【必須記入事項】</p> <p>(1) タイトル：「(仮称) 多摩市パートナーシップ制度 (案)」への意見</p> <p>(2) 氏名 (ふりがな)</p> <p>(3) 住所</p> <p>(4) 意見</p> <p>※ (1)～(4)のいずれかが記入されていない場合、パブリックコメントとして 取り扱いできない場合があります。</p> <p>※ インターネット手続きを利用する場合、タイトルの記入は不要です。</p>
<p>9 意見の提出先</p>	<p>(1) 「5 閲覧場所」の(1)～(5)に設置の意見投函箱</p> <p>(2) 直接持参 (代理人可)：TAMA女性センター窓口</p> <p>(3) 郵送：〒206-0011 多摩市関戸4-72 ヴィータ・コミュニネ7階 TAMA女性センター 宛</p> <p>(4) ファクシミリ：042-339-0491</p> <p> ※受信確認のため、送信後「11 担当」までお電話ください。</p> <p>(5) 多摩市公式ホームページ内のインターネット手続き</p> <p> ※送信後4日以内に受領メールが届かない場合、「11 担当」までご連絡 ください。</p>
<p>10 意見の取扱い 及び公表方法</p>	<p>(1) 意見募集期間中にいただいたご意見を考慮し、「(仮称) 多摩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を制定します。</p> <p>(2) いただいたご意見の取扱いについては、公平性を確保するため個別対応はせず、意見募集期間終了後、意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。</p> <p>(3) いただいたご意見は、住所・氏名を除き、公表する場合があります。</p> <p>(4) 意見募集期間中にいただいた本件に関する「市政への提言」などは、パブリックコメントとして取り扱い、原則として個別回答はしません。</p> <p>(5) 電話・口頭でのご意見は、パブリックコメントとして取り扱えませんが ご注意ください。</p>
<p>11 担当</p>	<p>多摩市役所 くらしと文化部 平和・人権課 電話：042-355-2110 (直通)</p>